

第44回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

● 事業報告

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「社外役員に関する事項」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第44期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

株式会社フォーラムエンジニアリング

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供の電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) **発行可能株式総数** 196,800,000株
(注) 2023年12月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は98,400,000株増加しております。
- (2) **発行済株式の総数** 53,419,200株
(自己株式1,200,982株を含む)
(注) 2023年12月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行済株式の総数は26,709,600株増加しております。
- (3) **株主数** 10,241名
- (4) **大株主**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ラテールホールディングス	19,735千株	37.7%
大 久 保 泉	3,999	7.6
一般社団法人ラテールネクスト	3,785	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,749	7.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,476	2.8
佐 藤 勉	1,407	2.6
本 畑 弘 人	1,065	2.0
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION- CLIENT ACCOUNT	1,065	2.0
株式会社sucre	800	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	568	1.0

- (注) 1. 当社は自己株式を1,200,982株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、表示しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して算出し、小数点第2位以下を切り捨て、表示しております。
4. 株式会社sucreは、当社代表取締役である佐藤勉氏が全株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度にもとづき、当期に交付した株式の状況は以下のとおりです。

なお、2023年7月21日を払込期日とする譲渡制限付株式合計32,210株を、自己株式より振替えております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	18,780株	4名
執行役員	13,430株	12名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (1) ④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について」に記載しております。

2. 当社は、2023年12月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

上記は株式分割前の株式数であり、株式分割後の株式数に換算いたしますと取締役（社外取締役を除く。）に対する交付株式数は37,560株、執行役員に対する交付株式数は26,860株となります。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梅本龍夫氏は、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科客員教授、有限会社アイプログラムの代表取締役及びスミダコーポレーション株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役中田華寿子氏は、アクチュアリ株式会社の代表取締役、株式会社spaceの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役北田純也氏は、株式会社会計工房の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役荒木俊馬氏は、株式会社サザビーリーグの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 水 上 浩 司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的な立場で当社の役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。
取締役 梅 本 龍 夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に、会社経営者としての豊富な経験と大学院教授としての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回に出席し、役員候補者の選定過程や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的な立場で監督機能の役割を担っております。
取締役 中 田 華 寿 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べており、適切な監督機能の役割を担っております。
監査役 二 宮 嘉 世	当事業年度に開催された取締役会14回、又、監査役会15回のうちいずれも全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に事業会社での豊富な実務経験から適宜発言を行っております。
監査役 北 田 純 也	当事業年度に開催された取締役会14回、又、監査役会15回のうちいずれも全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 荒 木 俊 馬	当事業年度に開催された取締役会14回、又、監査役会15回のうちいずれも全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査報酬について、会計監査人の監査計画、監査業務状況、監査業務時間見積等を勧案の上、実効性のある適切な品質の監査を受ける観点から妥当な水準と判断し、同意をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の会計監査を遂行するのに不十分であると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社の取締役及び社員は、定款、組織規程、職務権限規程等の内部諸規定並びに会社法をはじめとする関係法令等の理解と実践が、社会規範を順守した行動の基本であることを強く認識し、営業部門と管理部門にまたがる横縦断的組織編成によって、常に複数者による業務執行管理体制を整えている。また、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス推進規程を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。
- b. コンプライアンス体制として、当社取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長とする。また、同委員会は経営会議に帰属かつ社内他部門から独立した組織とする。
- c. 取締役会は、事務局を設置し、必要に応じて社外専門家の意見を求め、議案の事前及び事後チェックを継続する。
- d. 監査役会は、取締役会の議事進行、決議事項について意見を述べるとともに、適法性を監査し、必要に応じて取締役会に対する指摘を行い、取締役会はこれを受けて必要な是正措置を講じる。
- e. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部門とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- f. 当社及び子会社の取締役及び社員に対して、コンプライアンスの基本原則等の十分な理解を図る目的で、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。なお、子会社におけるコンプライアンスの教育・研修実施状況等について、当社は適宜、モニタリングを行う。
- g. 当社及び子会社の事業に従事する者からのコンプライアンス違反や法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報規程に基づき内部通報制度を設ける。また、是正及び改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- h. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門及び子会社に対し内部監査を行うとともに業務遂行の適正性、妥当性並びに適法性を監査、財務報告等の信頼性及びコンプライアンスの観点から内部統制の向上を図る。内部監査室は監査結果等を、代表取締役をはじめ、取締役会及び監査役・監査役会へ報告を行う。取締役会及び監査役・監査役

会は、内部監査室から監査結果の報告等を受けるとともに、重要な事項に関して監査実施の指示を行う。

- i. 当社と利害関係を有しない独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実性を図り、適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役の職務に係る付議申請書・稟議書等の決裁書類かつ報告書類及び各種契約文書等、取締役の職務の執行に係る情報に関して、記録保存規程に基づき保存・管理する。また、取締役又は監査役もしくは内部監査室等による要請があった場合に備え、適宜、閲覧可能な状態を維持する。
- b. 取締役会事務局は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク管理の全体最適を図るため、リスクマネジメント規程を作成し、全ての取締役及び社員に対し周知徹底をする。
- b. 事業活動に伴う各種リスクについては、リスクマネジメント規程に基づき対応するとともに、経営会議で審議する。また、リスクマネジメントに係る主管部門は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図るとともに、適時かつ正確なリスク情報が取締役に報告される体制を維持している。
- c. リスクマネジメントに係る主管部門は、全ての取締役及び社員に対して事業活動に伴う各種のリスクに関する研修等を適宜実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、組織関連規程及び決裁に関する基準等に基づき、意思決定の迅速化を図り効率的に業務執行を図る。
- b. 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- c. 執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、さらに業務執行の効率化を図る。

- d. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - e. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部門を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は「子会社管理規程」に基づき、当社及び子会社から成る企業集団全体の企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定と一体的な経営管理によって、子会社の経営管理を行う。
 - b. 子会社は、その業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項については、当社取締役会への事前審議の対象とし、定期的に報告することとする。また、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社は職務権限の整備やIT等を利用した業務の合理化及び意思決定の迅速化並びに財務報告の信頼性確保に努めることとする。
 - c. 当社の内部監査室が当社及び子会社全体に対して内部監査を実施し、業務の適正を確保することとする。
 - d. 当社は子会社を含む全体のコンプライアンス体制を構築するため、子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
- a. 当社は、監査役職務を補助する使用人として、他部門に所属する使用人を兼任スタッフとして設置している。
 - b. 監査役は、監査役職務を補助する使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人は、監査役職務の補助を優先的に取り扱うものとする。
 - c. 監査役職務の補助をする使用人の人事考課及び異動については、監査役と協議の上、決定することとする。
 - d. 当社は、監査役職務の補助をする使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑦ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、子会社の役員及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、及び監査役に報告をした者が当該報告をし

たことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 取締役及び社員等は内部統制に関する事項等について、取締役会等において、監査役に定期的な報告を行い、重要事項が生じた場合は、都度報告するものとする。
- b. 子会社の取締役及び社員等から報告を受けた者は、当社監査役に対して、速やかに報告するものとする。また、当社監査役は必要に応じ報告を求めることができるものとする。
- c. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて会議体及び委員会に出席することができる。また、当社及び子会社の株主総会議事録、取締役会議事録、その他重要な会議の議事録及び決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
- d. 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、内部監査室からの監査報告を受ける。
- b. 監査役は、内部監査室と内部監査計画について事前協議を行う。
- c. 監査役は、内部監査室に対して、取締役の職務執行に係る監査及び内部統制に係る事項等を含む重要な事項について監査実施を指示することができる。
- d. 監査役は、代表取締役や会計監査人及び内部監査室と定期的に情報・意見交換を行い、相互連携を図る。
- e. 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、原則、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について、当社が負担及び処理するものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- a. 当社は、反社会的勢力の排除に関する規程を制定し、当社の締結する契約、その他当社の行うあらゆる活動から暴力団等の反社会的勢力を排除するために必要な措置を講じる。

- b. 当社の締結するすべての契約等に反社会的勢力排除条項を記載又は覚書等の締結を義務付ける。また、役職員に対しては自らが反社会的勢力に該当せず、第三者を通じても関与しない旨の誓約書の提出を義務付ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要
- ・コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守について審議し、審議結果等を取締役に報告しております。
 - ・コンプライアンスに関する教育・研修計画を年度毎に策定し、定期的な教育・研修（以下「研修等」という）を実施しております。社員の入社時には、個人情報保護、インサイダー取引の防止に関する研修等を実施したている他、全社員を対象とした情報セキュリティ及びコンプライアンスに関する研修等を実施しております。
 - ・内部監査室及び監査役による監査において、各種法令、定款、社内規程等の遵守状況のモニタリングを行い、当社役員及び使用人の職務執行が適合しているか否かの確認を実施しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況の概要
- ・記録保存規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役の職務に係る付議申請書・稟議書等の決裁書類かつ報告書類及び各種契約文書等、取締役の職務の執行に係る情報に関しては、同規程の定めにより、適切に保存及び管理しております。
 - ・上記書類等は取締役又は監査役もしくは内部監査室等による要請があった場合に備え、適宜、閲覧可能な状態を維持しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要
- ・リスクマネジメント規程に基づき、発生した各種のリスクについてコンプライアンス委員会で審議し、必要な対応策などを検討したうえで、経営会議、及び取締役会に報告しております。また、発生するリスクのモニタリング、リスク対応策の構築等、管理体制を整えております。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際は、対策事務局を立ち上げ、社員に対する健康

状況のモニタリングや感染予防・感染拡大防止策を実施しております。

- ・当社社員に対する安否確認システムの実効性を高めるため、大規模災害の発生を想定した訓練の実施等、危機管理対応の整備を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに合わせ、執行役員制度の導入及び経営会議の開催を通じ、意思決定の迅速化を図り効率的に業務執行を行っております。
- ・当事業年度の事業計画に基づき、計数的目標の予算と実績を分析し、事業目標の達成を推進しております。
- ・ITシステムの主管部門において整備を進め、全社レベルでの最適化を推進しております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・当社グループの企業価値の向上を目的に、子会社管理規程により子会社に関する管理体制について定め、子会社の経営管理を行っております。
- ・子会社における取締役会決議事項のうち、経営に関わる重要事項等に関して、当社取締役会での承認事項とし、事前審議の対象としております。また、月次損益実績や営業上重要な事項等を報告事項と定め、当社取締役会へ報告を行っております。
- ・職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社は職務権限の整備やIT等を利用した業務の合理化及び意思決定の迅速化並びに財務報告の信頼性確保のため、整備を進めております。
- ・当社は子会社を含む全体のコンプライアンス体制を構築するため、子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底するため、適宜、モニタリングを行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等の運用状況の概要

- ・監査役の職務を補助する使用人を配置し、監査役の職務の補助を優先的に取り扱うことにより、その体制を維持しております。
- ・監査役の職務を補助する使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び社員に周知徹底することにより、監査役の指示の実効性を確保しております。

- ⑦ 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制、子会社の役員及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制、及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 監査役は、取締役会以外にも経営会議やその他会議体に必要に応じて出席し、状況を把握しております。また、内部統制に関する事項についても定期的に報告を受けております。
 - ・ 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 監査役は、代表取締役や会計監査人及び内部監査室と適切に相互の連携を図っております。また、会社の費用負担により、弁護士、会計士等の専門家の助言を必要に応じて受けております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況の概要
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きについては、監査役の請求に基づき適切に費用負担をしております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況の概要
- ・ 反社会的勢力の排除に関する規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築しております。運用に当たっては反社会的勢力排除の為のマニュアルを策定し、その徹底を図っております。

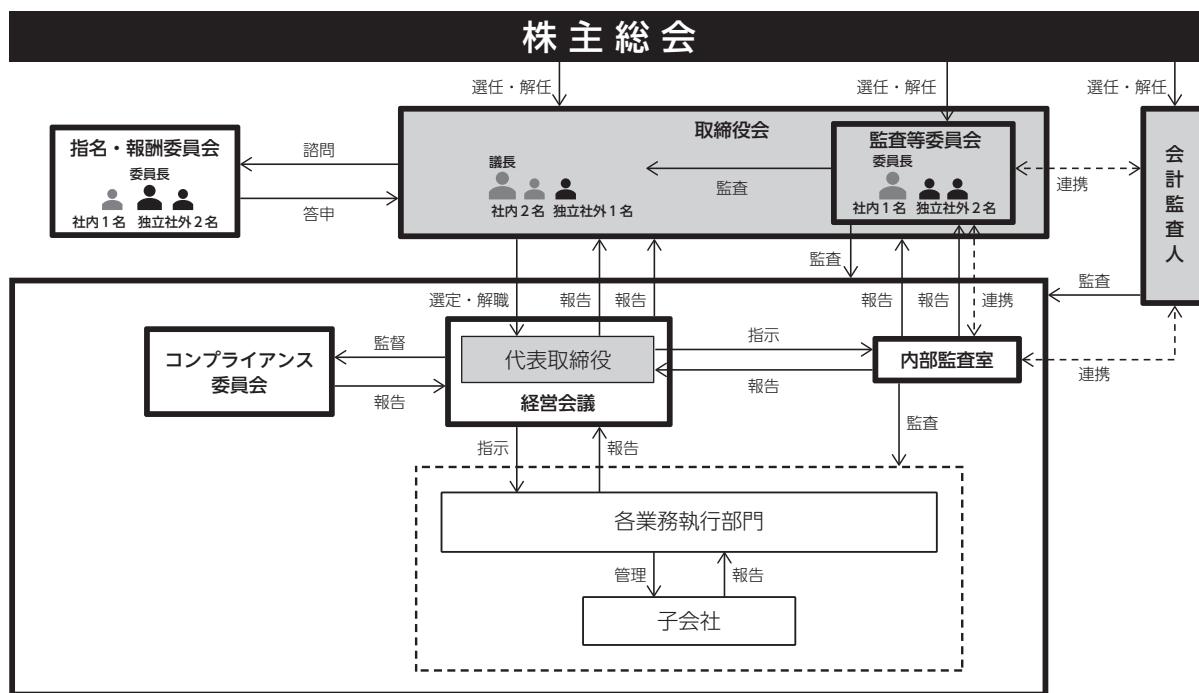
ご参考 コーポレート・ガバナンス

本株主総会における第2号議案、第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合のコーポレート・ガバナンス体制における概要は以下のとおりとなります。

◆コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけております。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めた上で、ガバナンスを機能させるために、経済・社会の構造的変化や当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行体制の確立と適切な管理・監督体制を合わせて構築することで、経営の効率化及び適正性、透明性の向上を図っております。



◆推進体制と構成

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

取締役会は人員の半数を独立社外取締役で構成しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、経営の重要な意思決定及び各取締役の職務執行を監督しております。

監査等委員会は、監査等委員である社内取締役1名、監査等委員である社外取締役2名で構成され、独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督しております。

また、取締役の人事及び報酬の客観性・透明性の向上のため、「指名・報酬委員会」を任意に設置しております。

取締役は、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項等について、審議・決定を行う他、経営会議や、コンプライアンス委員会からの報告・助言を通じて、適正な意思決定を行う体制を整えております。

コンプライアンスを確保するため、内部監査担当部門において継続的に業務監査を行うとともに、監査等委員会が取締役の職務執行を監査し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。

また、内部監査担当部門は、代表取締役に直属する体制としており、これに加え、監査計画や監査の結果のうち重要なものについて、取締役会及び監査等委員会へ直接報告する体制を構築しており、ガバナンスの向上に努めております。

◆ガバナンスに関する実効性の分析・評価

当社は、取締役会が「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定める役割・責務に沿った運営がなされているかを検証し、その結果に基づき改善を行うことで取締役会の機能を継続的に向上させることを目的として、年に1回、取締役会の実効性評価を実施しております。

今般、2023年度の取締役会の実効性評価としては、「取締役会の役割・機能」、「取締役会の構成・規模」、「取締役会の運営」、「監査機関との連携」、「経営陣とのコミュニケーション」、「株主・投資家との関係」、「前年比ガバナンス体制の進展（総括）」の7項目を中心に確認しており、当該結果を踏まえ、現状認識、課題への対応方針等の議論を深めることにより、取締役会の実効性の維持とさらなる機能の向上に努めてまいります。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	117	129	12,541	△853	11,934
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,290		△1,290
親会社株主に帰属する当期純利益			2,039		2,039
自己株式の処分		△55		254	199
譲渡制限付株式報酬		7		30	38
自己株式処分差損の振替		47	△47		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△0		△0
当連結会計年度変動額合計	-	-	701	284	986
当連結会計年度末残高	117	129	13,242	△568	12,921

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△11	△11	-	11,923
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△1,290
親会社株主に帰属する当期純利益				2,039
自己株式の処分				199
譲渡制限付株式報酬				38
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	57	57	322	379
当連結会計年度変動額合計	57	57	322	1,365
当連結会計年度末残高	46	46	322	13,289

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 Cognavi India Private Limited

(2) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、2022年10月10日付で設立したCognavi India Private Limitedの重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めております。なお、同社は当社の特定子会社に該当していません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ロ. その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、海外子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	5年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～6年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、エンジニア人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しております。人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 782百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。過去（3年）及び当連結会計年度において、課税所得は安定的に生じていると判断していること等から、当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における企業の分類を分類2に該当するものとして、回収が見込まれる繰延税金資産の金額を決定しております。事業計画の策定にあたっては、翌連結会計年度における当社の稼働人員の増加を見込んでおります。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性の見積りは、将来の事業環境の変動などによって影響を受ける可能性があります。課税所得の発生時期及び金額に著しい変動が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 391百万円

(2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結、取引金融機関2行とシンジケートローン方式のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	7,500百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,500百万円
コミットメントライン設定金額	2,000百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	2,000百万円

(3) 財務制限条項

当社のコミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の各号を遵守することを確約しております。

- ① 2024年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2023年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2024年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 53,419,200株

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,290	50.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、2023年3月31日を基準とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,958	37.50	2024年3月31日	2024年6月26日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 970,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、資金調達が必要な場合は銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、債権管理規程に沿って残高を管理し、リスク軽減を図っております。

短期借入金の使途は主に運転資金であります。未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成することにより管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、リース債務（流動負債）、未払金、未払法人税等及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

以下の金融商品は、市場価格がない株式のため記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	10

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業セグメントは、エンジニア派遣・紹介事業の単一セグメントであります。主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
主要な製品及び サービス	エンジニア 派遣サービス	30,920
	その他	358
合計		31,279

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	32
契約負債（期末残高）	11

契約負債は主に、コグナビシステム利用契約について顧客から受け取った一定期間分の前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	11
合計	11

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 248円33銭

1株当たり当期純利益 39円39銭

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

なお、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	117	129	-	129	22	1,800	10,755	12,578
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△1,290	△1,290
当 期 純 利 益							2,197	2,197
自 己 株 式 の 処 分			△55	△55				
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			7	7				
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			47	47			△47	△47
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	859	859
当 期 末 残 高	117	129	-	129	22	1,800	11,615	13,437

	株主資本		
	自己株式	株主資本 合 計	純資産 合 計
当 期 首 残 高	△853	11,972	11,972
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△1,290	△1,290
当 期 純 利 益		2,197	2,197
自 己 株 式 の 処 分	254	199	199
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	30	38	38
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替		-	-
当 期 変 動 額 合 計	284	1,143	1,143
当 期 末 残 高	△568	13,115	13,115

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、エンジニア人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しております。人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 782百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 386百万円

(2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結、取引金融機関2行とシンジケートローン方式のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	7,500百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	7,500百万円
コミットメントライン設定金額	2,000百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	2,000百万円

(3) 財務制限条項

当社のコミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の各号を遵守することを確約しております。

- ① 2024年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2023年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2024年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,200,982株

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	528百万円
ソフトウェア	197
その他	113
繰延税金資産小計	838
評価性引当額	△56
繰延税金資産合計	782

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Cognavi India Private Limited	所有 直接 81.82	資本取引	増資の引受 (注)	1,599	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 増資の引受は、Cognavi India Private Limitedが行った増資を引き受けたものであります。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 251円18銭

1株当たり当期純利益 42円43銭

(注) 当社は、2023年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。